

令和3年度和歌山県一般会計補正予算及び
各特別会計補正予算

和 歌 山 県

目 次

令和3年度和歌山県一般会計補正予算	1
令和3年度和歌山県農林水産振興資金特別会計補正予算	27
令和3年度和歌山県中小企業振興資金特別会計補正予算	31
令和3年度和歌山県修学奨励金特別会計補正予算	35
令和3年度和歌山県職員住宅特別会計補正予算	39
令和3年度和歌山県国民健康保険特別会計補正予算	43
令和3年度和歌山県営競輪事業特別会計補正予算	47
令和3年度和歌山県営港湾施設管理特別会計補正予算	51
令和3年度和歌山県市町村振興資金特別会計補正予算	55
令和3年度和歌山県自動車税証紙特別会計補正予算	59
令和3年度和歌山県用地取得事業特別会計補正予算	63
令和3年度和歌山県公債管理特別会計補正予算	71
令和3年度和歌山県立こころの医療センター事業会計補正予算	75
令和3年度和歌山県工業用水道事業会計補正予算	77
令和3年度和歌山県土地造成事業会計補正予算	81
令和3年度和歌山県流域下水道事業会計補正予算	85

令和3年度和歌山県一般会計補正予算

令和3年度和歌山県一般会計補正予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ12,586,815千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ714,506,892千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算の補正」による。

(繰越明許費の補正)

第2条 繰越明許費の追加及び変更は、「第2表 繰越明許費の補正」による。

(地方債の補正)

第3条 地方債の追加及び変更は、「第3表 地方債の補正」による。

第1表 歳入歳出予算の補正 (歳入)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 県 税		千円 90,164,100	千円 7,027,200	千円 97,191,300
	1 県 民 税	31,084,000	3,066,000	34,150,000
	2 事 業 税	15,749,000	4,908,000	20,657,000
	3 地 方 消 費 税	22,649,000	△1,030,000	21,619,000
	4 不 動 産 取 得 税	1,641,000	76,000	1,717,000
	5 県 た ば こ 税	1,050,000	8,000	1,058,000
	6 ゴ ル フ 場 利 用 税	289,000	30,000	319,000
	7 軽 油 引 取 税	5,969,000	7,000	5,976,000
	8 自 動 車 税	11,718,000	△37,000	11,681,000
	10 狩 猟 税	15,000	△800	14,200
2 地方消費税清算金		41,749,000	1,937,000	43,686,000
	1 地方消費税清算金	41,749,000	1,937,000	43,686,000
3 地方譲与税		12,503,000	4,853,000	17,356,000
	1 特別法人事業譲与税	10,394,000	4,727,000	15,121,000
	2 地方揮発油譲与税	1,836,000	97,000	1,933,000
	3 石油ガス譲与税	56,000	14,000	70,000
	4 自動車重量譲与税	71,000	1,000	72,000
	6 航空機燃料譲与税	2,000	14,000	16,000
4 地方特例交付金		504,000	100,154	604,154
	1 地方特例交付金	504,000	100,154	604,154
5 地方交付税		180,785,867	14,744,787	195,530,654
	1 地方交付税	180,785,867	14,744,787	195,530,654
6 交通安全対策特別交付金		188,000	△4,000	184,000
	1 交通安全対策特別交付金	188,000	△4,000	184,000
7 分担金及び負担金		1,092,361	4,017	1,096,378
	1 分 担 金	30,925	△205	30,720
	2 負 担 金	1,061,436	4,222	1,065,658
8 使用料及び手数料		6,015,950	△80,350	5,935,600
	1 使 用 料	4,488,835	△66,215	4,422,620

款	項	補正前の額	補正額	計
	2 手 数 料	1,527,115	△14,135	1,512,980
9 国 庫 支 出 金		150,327,807	△6,143,338	144,184,469
	1 国 庫 負 担 金	40,524,715	△4,657,515	35,867,200
	2 国 庫 補 助 金	108,197,618	△1,219,968	106,977,650
	3 委 託 金	1,605,474	△265,855	1,339,619
10 財 産 収 入		400,230	△28,016	372,214
	1 財 産 運 用 収 入	157,124	△19,959	137,165
	2 財 産 売 払 収 入	243,106	△8,057	235,049
11 寄 附 金		85,540	137,161	222,701
	1 寄 附 金	85,540	137,161	222,701
12 繰 入 金		11,380,763	△5,101,785	6,278,978
	1 特 別 会 計 繰 入 金	246,266	144,052	390,318
	2 基 金 繰 入 金	11,134,497	△5,245,837	5,888,660
13 繰 越 金		1	13,850,835	13,850,836
	1 繰 越 金	1	13,850,835	13,850,836
14 諸 収 入		103,742,458	18,260	103,760,718
	1 延滞金、加算金及び過料等	166,377	△27,149	139,228
	2 県 預 金 利 子	36	54	90
	3 貸 付 金 元 利 収 入	97,328,862	24,237	97,353,099
	4 収 益 事 業 収 入	2,714,360	198,497	2,912,857
	5 受 託 事 業 収 入	563,618	△60,860	502,758
	6 雑 入	2,969,205	△116,519	2,852,686
15 県 債		102,981,000	△18,728,110	84,252,890
	1 県 債	102,981,000	△18,728,110	84,252,890
歳 入 合 計		701,920,077	12,586,815	714,506,892

(歳 出)				
款	項	補正前の額	補正額	計
1 議 会 費		千円 1,281,677	千円 △48,522	千円 1,233,155
	1 議 会 費	1,281,677	△48,522	1,233,155
2 総 務 費		36,814,767	12,619,533	49,434,300
	1 総 務 管 理 費	14,013,041	14,571,879	28,584,920
	2 企 画 費	7,708,674	△1,023,174	6,685,500
	3 徴 税 費	5,005,287	△337,987	4,667,300
	4 市 町 村 振 興 費	799,301	△72,923	726,378
	5 選 挙 費	926,065	△153,553	772,512
	6 防 災 費	6,955,339	△275,441	6,679,898
	7 統 計 調 査 費	331,457	△9,085	322,372
	8 人 事 委 員 会 費	153,452	△15,304	138,148
	9 監 査 委 員 費	188,201	△13,538	174,663
	10 青 少 年 女 性 政 策 費	568,338	△19,107	549,231
	11 自 然 保 護 費	165,612	△32,234	133,378
3 民 生 費		83,634,016	△2,868,939	80,765,077
	1 社 会 福 祉 費	63,889,048	△2,632,646	61,256,402
	2 児 童 福 祉 費	15,908,887	△246,378	15,662,509
	3 生 活 保 護 費	3,806,852	10,276	3,817,128
	4 災 害 救 助 費	29,229	△191	29,038
4 衛 生 費		38,253,424	3,240,058	41,493,482
	1 公 衆 衛 生 費	26,661,864	4,790,972	31,452,836
	2 環 境 衛 生 費	1,606,454	△144,958	1,461,496
	3 保 健 所 費	1,590,844	57,747	1,648,591
	4 医 薬 費	7,231,668	△1,409,623	5,822,045
	5 環 境 対 策 費	1,162,594	△54,080	1,108,514
5 労 働 費		1,409,169	△57,486	1,351,683
	1 労 政 費	588,958	20,555	609,513
	2 職 業 訓 練 費	727,758	△76,406	651,352
	3 労 働 委 員 会 費	92,453	△1,635	90,818
6 農 林 水 産 業 費		27,194,087	△1,663,145	25,530,942
	1 農 業 費	6,229,383	△653,578	5,575,805

款	項	補正前の額	補正額	計
	2 畜産業費	445,531	△44,071	401,460
	3 農地費	7,740,443	271,684	8,012,127
	4 林業費	7,381,670	△1,174,410	6,207,260
	5 水産業費	3,852,315	31,379	3,883,694
	6 試験研究費	1,544,745	△94,149	1,450,596
7 商工費		136,761,474	1,046,643	137,808,117
	1 商業費	122,397,452	△6,129,668	116,267,784
	2 工鉱業費	5,693,603	△254,608	5,438,995
	3 観光費	8,670,419	7,430,919	16,101,338
8 土木費		111,407,402	△7,060,987	104,346,415
	1 土木管理費	4,318,984	△308,699	4,010,285
	2 道路橋りょう費	62,751,834	△4,173,975	58,577,859
	3 河川海岸費	29,386,058	△1,533,487	27,852,571
	4 港湾費	8,797,017	△914,448	7,882,569
	5 都市計画費	4,771,299	△25,822	4,745,477
	6 住宅費	1,382,210	△104,556	1,277,654
9 警察費		28,432,798	△350,099	28,082,699
	1 警察管理費	24,525,492	△110,153	24,415,339
	2 警察活動費	3,907,306	△239,946	3,667,360
10 教育費		109,593,809	△1,738,426	107,855,383
	1 教育総務費	15,302,741	△303,688	14,999,053
	2 小学校費	29,692,020	△584,059	29,107,961
	3 中学校費	17,199,813	△412,700	16,787,113
	4 高等学校費	22,090,222	△265,826	21,824,396
	5 特別支援学校費	14,184,286	△68,214	14,116,072
	6 社会教育費	2,718,193	△197,850	2,520,343
	7 保健体育費	1,789,510	93,911	1,883,421
11 災害復旧費		9,244,407	△6,531,278	2,713,129
	1 農林水産施設災害復旧費	1,303,195	△869,196	433,999
	2 土木施設災害復旧費	7,941,212	△5,662,082	2,279,130
12 公債費		72,048,518	12,765,024	84,813,542
	1 公債費	72,048,518	12,765,024	84,813,542

款	項	補正前の額	補正額	計
13 諸 支 出 金		千円 45,644,529	千円 3,234,439	千円 48,878,968
	1 地方消費税清算金	21,482,000	1,080,000	22,562,000
	2 利子割交付金	147,906	△32,076	115,830
	3 法人事業税交付金	1,142,680	470,000	1,612,680
	4 地方消費税交付金	20,954,000	974,000	21,928,000
	5 ゴルフ場利用税交付金	202,300	21,000	223,300
	6 環境性能割交付金	341,126	△20,985	320,141
	8 配当割交付金	678,942	311,850	990,792
	9 株式等譲渡所得割交付金	695,574	430,650	1,126,224
歳 出 合 計		701,920,077	12,586,815	714,506,892

第2表 繰越明許費の補正			
1 追加			
款	項	事業名	金額
2 総務費			7,887,480
	1 総務管理費		7,508,007
		秘書一般事務	8,968
		会計事務取扱	7,434,820
		財産管理	64,219
	6 防災費		379,473
		総合防災情報システム運営 防災ヘリコプター運営	373,830 5,643
3 民生費			890,890
	1 社会福祉費		871,784
		障害者支援施設整備	416,588
		チャレンジド工賃水準倍増 老人福祉施設整備	5,400 449,796
	2 児童福祉費		19,106
放課後児童健全育成対策等施設整備		19,106	
4 衛生費			764,807
	1 公衆衛生費		62,755
		こころの医療センター事業運営指導	41,140
		環境衛生研究センター再整備	21,615
	2 環境衛生費		702,052
水道施設整備指導		702,052	
5 労働費			81,421
	1 労政費		81,421
		離職者の再就職支援	81,421
6 農林水産業費			1,494,622
	1 農業費		117,246
		農業委員会等運営	6,240
		農業活性化支援 わかやまブランド支援	30,000 81,006
	2 畜産業費		940

		畜産施設衛生管理強化支援	940
	3 農 地 費		608,902
		県営畑地帯総合整備	11,550
		基幹水利施設ストックマネジメント	28,875
		県営中山間地域ほ場環境整備	61,782
		県営水利施設等保全高度化	74,383
		県営農業基盤整備促進	58,655
		団体営農地耕作条件改善	14,457
		県営農道整備	359,200
	4 林 業 費		43,276
		災害関連緊急治山	29,815
		県土防災対策治山	13,461
	5 水 産 業 費		724,258
		水産基盤整備	149,053
		漁業経営構造改善	381,455
		漁港海岸整備	143,351
		漁村環境整備	35,799
		漁港維持修繕	14,600
7 商 工 費			11,351,819
	1 商 業 費		1,080,388
		わかやま館解体撤去	80,388
		わかやま飲食店応援・キャッシュレス普及促進	1,000,000
	2 工 鉱 業 費		25,464
		水力発電施設周辺地域交付金	10,214
		民間ロケット発射場周辺地域活性化	15,250
	3 観 光 費		10,245,967
		県民リフレッシュプラン販売促進	3,436,063
		和歌山県版G o T oトラベル	6,809,904
8 土 木 費			6,732,447
	1 土 木 管 理 費		420,979
		公共工事等統合支援システム運用	6,292
		営繕工事受託	174,290

	盛 土 緊 急 対 策	40,000
	住宅確保要配慮者専用賃貸住宅改修	4,000
	住 宅 耐 震 化 促 進	10,197
	緊急輸送道路沿道建築物耐震化支援	186,200
2 道路橋りょう費		3,519,017
	道 路 調 査	31,763
	道 路 災 害 防 除	20,050
	交 通 安 全 施 設 等 整 備	236,300
	道 路 維 持	745,300
	県 際 道 路 管 理	19,274
	広域地方計画道路改良	61,800
	地方特定道路整備	1,570,050
	半島振興道路整備	129,800
	小規模道路改良	555,280
	サイクリングロード整備	149,400
3 河川海岸費		1,839,785
	河 川 調 査	105,000
	ダ ム 修 繕	327,070
	堤 防 改 修	401,800
	河 川 修 繕	889,000
	砂 防 修 繕	108,893
	砂 防 調 査	8,022
4 港 湾 費		278,524
	放 置 艇 “ 0 ” 大 作 戦	12,100
	港 湾 調 査	37,234
	海 岸 調 査	22,000
	港 湾 修 繕	56,690
	海 岸 修 繕	75,100
	県 単 港 湾 施 設 整 備	32,950
	空 港 修 繕	2,750
	国 際 便 受 入 機 能 強 化	39,700
5 都 市 計 画 費		204,600
	地方特定道路整備（街路）	188,200

		街 路 整 備	16,400
	6 住 宅 費		469,542
		公 営 住 宅 建 設	469,542
9 警 察 費			72,969
	2 警 察 活 動 費		72,969
		交 通 安 全 施 設 整 備	72,969
10 教 育 費			566,453
	1 教 育 総 務 費		35,472
		学 校 教 育 運 営 管 理	23,472
		私 立 学 校 振 興	12,000
	4 高 等 学 校 費		239,359
		大 規 模 改 造	99,278
		校 舎 等 増 改 築	140,081
	5 特 別 支 援 学 校 費		49,270
		南 紀 ・ は ま ゆ う 支 援 学 校 再 編 整 備	49,270
	6 社 会 教 育 費		66,647
		文 化 財 保 護 育 成 補 助	2,519
		特 別 史 跡 岩 橋 千 塚 古 墳 群 等 保 存 整 備 ・ 活 用	64,128
	7 保 健 体 育 費		175,705
		保 健 ・ 給 食 管 理 運 営	111,200
		和 歌 山 ビ ッ グ 愛 ・ ビ ッ グ ホ エ ール ・ ビ ッ グ ウ ェ ー ブ 維 持 運 営 管 理	64,505
11 災 害 復 旧 費			1,155,582
	1 農 林 水 産 施 設 災 害 復 旧 費		301,268
		農 地 災 害 復 旧	55,186
		農 業 用 施 設 災 害 復 旧	83,274
		林 道 災 害 復 旧	44,723
		漁 港 施 設 災 害 復 旧	118,085
	2 土 木 施 設 災 害 復 旧 費		854,314
		土 木 施 設 災 害 復 旧	854,314
合 計			30,998,490

2 変 更						
款	項	補 正 前		補 正 後		
		事 業 名	金 額	事 業 名	金 額	
2 総 務 費			5,060,328 ^{千円}		4,596,211 ^{千円}	
	2 企 画 費		796,827		600,210	
		地 籍 調 査	796,827	地 籍 調 査	600,210	
	6 防 災 費		4,263,501		3,996,001	
		ワクチン・検査パッケージ等促進	4,263,501	ワクチン・検査パッケージ等促進	3,996,001	
6 農林水産業費			2,670,135		5,093,912	
	3 農 地 費		1,388,112		2,285,023	
		県営中山間総合整備	373,097	県営中山間総合整備	560,751	
		県営ため池等整備	628,394	県営ため池等整備	1,160,002	
		地すべり防止対策	22,445	地すべり防止対策	27,046	
		ため池調査	346,107	ため池調査	438,500	
		中山間総合農地防災	8,199	中山間総合農地防災	44,949	
		団体営ため池等整備	9,870	団体営ため池等整備	53,775	
		4 林 業 費		505,303		1,289,609
	低コスト作業システム整備		9,800	低コスト作業システム整備	23,535	
	森林環境保全整備		75,873	森林環境保全整備	415,873	
	補助林道		64,010	補助林道	221,670	
	森林路網整備促進		24,000	森林路網整備促進	32,811	
	一般治山		331,620	一般治山	595,720	
	5 水 産 業 費			776,720		1,519,280
		漁港施設整備	776,720	漁港施設整備	1,519,280	
	8 土 木 費			26,068,469		52,660,317
		2 道路橋りょう費		10,256,150		29,937,609
			道路保全	3,539,650	道路保全	9,182,909
			公共事業国道改良	222,200	公共事業国道改良	1,412,000
			道路改良	6,494,300	道路改良	19,342,700
		3 河川海岸費		12,982,672		17,695,049

	河川整備	6,786,422	河川整備	8,943,579
	急傾斜地崩壊対策	1,618,000	急傾斜地崩壊対策	2,655,700
	砂防	3,830,980	砂防	5,102,880
	小規模土砂災害対策	12,010	小規模土砂災害対策	91,710
	災害緊急がけ崩れ対策	36,500	災害緊急がけ崩れ対策	82,160
	海岸整備（海岸）	698,760	海岸整備（海岸）	819,020
4	港湾費	2,013,715		3,234,358
	港湾施設整備	1,062,015	港湾施設整備	1,766,008
	海岸整備（港湾）	777,700	海岸整備（港湾）	1,265,350
	空港整備	174,000	空港整備	203,000
5	都市計画費	815,932		1,793,301
	公共街路	313,100	公共街路	1,120,700
	公園整備	502,832	公園整備	672,601
合 計		33,798,932		62,350,440

第3表 地方債の補正

1 追加

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
公共林道事業	千円 71,700	(1)借入先 政府、銀行 又はその他 (2)借入時期 令和3年度 ただし、事業 その他の都合 により起債額 の全部又は一 部を後年度へ 繰越して起債 することができる。 (3)借入方法 普通貸借又 は債券発行	% 5.0以内 (ただし、利 率見直し方式 で借り入れる 公的資金につ いて利率の見 直しを行った 後においては、 当該見直し後 の利率)	公的資金につ いては、その融通条 件により、銀行そ 他の場合にはそ の債権者と協定す るものとする。 ただし、県財政 の都合により、年 限変更、繰上償還 又は低利借換えす ることができる。
総合防災情報システム 運営	112,200	以下同上	以下同上	以下同上
青少年施設管理 運営・整備	5,200			

2 変 更

起 債 の 目 的	補 正 前			
	限 度 額	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法
公 共 港 湾 事 業	千円 1,994,500	(1)借 入 先 政府、銀行 又はその他 (2)借入時期 令和3年度 ただし、事業 その他の都合 により起債額 の全部又は一 部を後年度へ 繰越して起債 することができる。 (3)借入方法 普通貸借又 は債券発行	% 5.0以内 (ただし、利 率見直し方式 で借り入れる 公的資金につ いて利率の見 直しを行った 後においては、 当該見直し後 の利率)	公的資金につ いては、その融通条 件により、銀行そ 他の場合にはそ の債権者と協定す るものとする。 ただし、県財政 の都合により、年 限変更、繰上償還 又は低利借換えす ることができる。
公 共 河 川 事 業	563,900	以下同上	以下同上	以下同上
公 共 海 岸 事 業	1,365,200			
公 共 農 業 農 村 事 業	983,300			
公 共 災 害 関 連 事 業	3,811,700			
公 共 治 山 事 業	387,400			
公 共 治 水 事 業	2,586,600			
公 共 水 産 基 盤 事 業	593,900			

補 正 後			
限 度 額	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法
千円 1,908,000	(1)借 入 先 政府、銀行又はその他 (2)借入時期 令和3年度 ただし、事業その他の都合により起債額の全部又は一部を後年度へ繰越して起債することができる。 (3)借入方法 普通貸借又は債券発行	% 5.0以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる公的資金について利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	公的資金については、その融通条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものとする。 ただし、県財政の都合により、年限変更、繰上償還又は低利借換えすることができる。
772,900	以下同上	以下同上	以下同上
886,000			
921,600			
3,199,700			
327,700			
2,218,700			
695,100			

起債の目的	補 正 前			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
公共都市計画事業	千円 693,200	(1)借入先 政府、銀行 又はその他 (2)借入時期 令和3年度 ただし、事業 その他の都合 により起債額 の全部又は一 部を後年度へ 繰越して起債 することができる。 (3)借入方法 普通貸借又 は債券発行	% 5.0以内 (ただし、利 率見直し方式 で借り入れる 公的資金につ いて利率の見 直しを行った 後においては、 当該見直し後 の利率)	公的資金につ いては、その融 通条件により、 銀行その他の 場合にはその 債権者と協定 するものとする。 ただし、県財政 の都合により、 年限変更、繰上 償還又は低利借 換えすることが できる。
公共道路事業	20,279,600	以下同上	以下同上	以下同上
防災・減災・国土 強靱化緊急対策事 業	16,202,700			
公営住宅建設事業	345,800			
過年補助災害復旧 事業	717,800			
現年補助災害復旧 事業	2,033,200			
単独災害復旧事業	340,000			

補 正 後			
限 度 額	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法
千円 667,900	<p>(1)借 入 先 政府、銀行又はその他</p> <p>(2)借入時期 令和3年度 ただし、事業その他の都合により起債額の全部又は一部を後年度へ繰越して起債することができる。</p> <p>(3)借入方法 普通貸借又は債券発行</p>	<p>%</p> <p>5.0以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる公的資金について利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)</p>	<p>公的資金については、その融通条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものとする。</p> <p>ただし、県財政の都合により、年限変更、繰上償還又は低利借換えすることができる。</p>
18,284,200	以下同上	以下同上	以下同上
15,003,600			
289,900			
530,200			
226,900			
48,000			

起債の目的	補 正 前			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
緊急防災・減災事業	千円 169,100	(1)借入先 政府、銀行 又はその他 (2)借入時期 令和3年度 ただし、事業 その他の都合 により起債額 の全部又は一 部を後年度へ 繰越して起債 することができる。 (3)借入方法 普通貸借又 は債券発行	% 5.0以内 (ただし、利 率見直し方式 で借り入れる 公的資金につ いて利率の見 直しを行った 後においては、 当該見直し後 の利率)	公的資金につ いては、その融 通条件により、 銀行その他の 場合にはその 債権者と協定 するものとする。 ただし、県財政 の都合により、 年限変更、繰 上償還又は低 利借換えす ることができる。
社会福祉施設整備 事業	116,500	以下同上	以下同上	以下同上
学校施設整備事業	3,299,100			
警察施設整備事業	855,000			
自然公園等施設整備	7,600			
地方道路等整備事業	882,000			
財産管理	642,400			
総合庁舎管理	189,100			

補 正 後			
限 度 額	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法
千円 354,800	<p>(1)借 入 先 政府、銀行又はその他</p> <p>(2)借入時期 令和3年度 ただし、事業その他の都合により起債額の全部又は一部を後年度へ繰越して起債することができる。</p> <p>(3)借入方法 普通貸借又は債券発行</p>	<p>%</p> <p>5.0以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる公的資金について利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)</p>	<p>公的資金については、その融通条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものとする。</p> <p>ただし、県財政の都合により、年限変更、繰上償還又は低利借換えすることができる。</p>
167,300	以下同上	以下同上	以下同上
3,294,800			
822,800			
4,200			
916,200			
574,700			
164,700			

起債の目的	補 正 前			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
相談センター体育 施設整備	千円 53,300	(1)借入先 政府、銀行 又はその他 (2)借入時期 令和3年度 ただし、事業 その他の都合 により起債額 の全部又は一 部を後年度へ 繰越して起債 することができる。 (3)借入方法 普通貸借又 は債券発行	% 5.0以内 (ただし、利 率見直し方式 で借り入れる 公的資金につ いて利率の見 直しを行った 後においては、 当該見直し後 の利率)	公的資金につ いては、その融通条 件により、銀行そ 他の場合にはそ の債権者と協定す るものとする。 ただし、県財政 の都合により、年 限変更、繰上償還 又は低利借換えす ることができる。
環境衛生研究センター 再整備	36,700	以下同上	以下同上	以下同上
動物愛護センター ・鳥獣保護センター 運営	18,200			
植物公園緑花セン ター等管理	2,400			
果樹試験場運営	3,500			
畜産試験場運営	81,600			
小規模土砂災害対策	8,800			

補 正 後			
限 度 額	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法
千円 41,700	<p>(1)借 入 先 政府、銀行又はその他</p> <p>(2)借入時期 令和3年度 ただし、事業その他の都合により起債額の全部又は一部を後年度へ繰越して起債することができる。</p> <p>(3)借入方法 普通貸借又は債券発行</p>	<p>% 5.0以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる公的資金について利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)</p>	<p>公的資金については、その融通条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものとする。</p> <p>ただし、県財政の都合により、年限変更、繰上償還又は低利借換えすることができる。</p>
—	以下同上	以下同上	以下同上
9,600			
2,700			
—			
80,400			
7,900			

起債の目的	補 正 前			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
公園整備	千円 57,400	(1)借入先 政府、銀行 又はその他 (2)借入時期 令和3年度 ただし、事業 その他の都合 により起債額 の全部又は一 部を後年度へ 繰越して起債 することができる。 (3)借入方法 普通貸借又 は債券発行	% 5.0以内 (ただし、利 率見直し方式 で借り入れる 公的資金につ いて利率の見 直しを行った 後においては、 当該見直し後 の利率)	公的資金につ いては、その融 通条件により、 銀行その他の 場合にはその 債権者と協定 するものとする。 ただし、県財政 の都合により、 年限変更、繰上 償還又は低利借 換えすることが できる。
防災対策事業	1,015,000	以下同上	以下同上	以下同上
公共施設等適正 管理推進事業	2,324,700			
緊急自然災害防止 対策事業	4,293,100			
行政改革推進	5,529,300			
公立大学法人和歌 山県立医科大学貸 付金	1,193,700			

補 正 後			
限 度 額	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法
千円 56,300	<p>(1)借 入 先 政府、銀行又はその他</p> <p>(2)借入時期 令和3年度 ただし、事業その他の都合により起債額の全部又は一部を後年度へ繰越して起債することができる。</p> <p>(3)借入方法 普通貸借又は債券発行</p>	<p>%</p> <p>5.0以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる公的資金について利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)</p>	<p>公的資金については、その融通条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものとする。</p> <p>ただし、県財政の都合により、年限変更、繰上償還又は低利借換えすることができる。</p>
721,300	以下同上	以下同上	以下同上
2,353,800			
4,357,600			
2,425,000			
1,210,000			

起債の目的	補 正 前			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
臨時財政対策	千円 27,000,000	<p>(1)借入先 政府、銀行 又はその他</p> <p>(2)借入時期 令和3年度 ただし、事業 その他の都合 により起債額 の全部又は一 部を後年度へ 繰越して起債 することがで きる。</p> <p>(3)借入方法 普通貸借又 は債券発行</p>	<p>% 5.0以内 (ただし、利 率見直し方式 で借り入れる 公的資金につ いて利率の見 直しを行った 後においては、 当該見直し後 の利率)</p>	<p>公的資金につ いては、その融通条 件により、銀行そ 他の場合にはそ の債権者と協定す るものとする。 ただし、県財政 の都合により、年 限変更、繰上償還 又は低利借換えす ることができる。</p>

補 正 後			
限 度 額	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法
<p style="text-align: right;">千円</p> <p>18,213,890</p>	<p>(1)借 入 先 政府、銀行又はその他</p> <p>(2)借入時期 令和3年度 ただし、事業その他の都合により起債額の全部又は一部を後年度へ繰越して起債することができる。</p> <p>(3)借入方法 普通貸借又は債券発行</p>	<p style="text-align: right;">%</p> <p>5.0以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる公的資金について利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)</p>	<p>公的資金については、その融通条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものとする。</p> <p>ただし、県財政の都合により、年限変更、繰上償還又は低利借換えすることができる。</p>

令和3年度和歌山県農林水産振興資金特別会計補正予算

令和3年度和歌山県の農林水産振興資金特別会計補正予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ106,997千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ111,428千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算の補正」による。

第1表 歳入歳出予算の補正 (歳入)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 繰越金		千円 125,296	千円 △79,999	千円 45,297
	1 繰越金	125,296	△79,999	45,297
3 諸収入		92,839	△26,998	65,841
	2 貸付金元利収入	67,640	△18,571	49,069
	3 雑収入	25,194	△8,427	16,767
歳入合計		218,425	△106,997	111,428

(歳 出)				
款	項	補正前の額	補正額	計
1 農 林 水 産 業 費		千円 218,425	千円 △106,997	千円 111,428
	1 農 業 費	8,317	823	9,140
	2 林 業 費	178,218	△107,820	70,398
歳 出 合 計		218,425	△106,997	111,428

令和3年度和歌山県中小企業振興資金特別会計補正予算

令和3年度和歌山県の中小企業振興資金特別会計補正予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ8,302千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ180,668千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算の補正」による。

第1表 歳入歳出予算の補正 (歳入)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 繰越金		千円 26,840	千円 △198	千円 26,642
	1 繰越金	26,840	△198	26,642
2 諸収入		145,526	8,500	154,026
	2 貸付金元利収入	145,525	8,500	154,025
歳入合計		172,366	8,302	180,668

(歳 出)				
款	項	補正前の額	補正額	計
1 商 工 費		千円 172,366	千円 8,302	千円 180,668
	1 中小企業振興資金助成費	172,366	8,302	180,668
歳 出 合 計		172,366	8,302	180,668

令和 3 年度和歌山県修学奨励金特別会計補正予算

令和 3 年度和歌山県の修学奨励金特別会計補正予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 25,793 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 256,184 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算の補正」による。

第1表 歳入歳出予算の補正 (歳入)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 繰越金		千円 1	千円 51,468	千円 51,469
	1 繰越金	1	51,468	51,469
2 諸収入		230,390	△25,675	204,715
	1 貸付金元利収入	230,390	△25,675	204,715
歳入合計		230,391	25,793	256,184

(歳 出)				
款	項	補正前の額	補正額	計
1 教 育 費		千円 230,391	千円 25,793	千円 256,184
	1 教 育 総 務 費	230,391	25,793	256,184
歳 出 合 計		230,391	25,793	256,184

令和 3 年度和歌山県職員住宅特別会計補正予算

令和 3 年度和歌山県の職員住宅特別会計補正予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

- 第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 19,654 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 209,698 千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算の補正」による。

第1表 歳入歳出予算の補正 (歳入)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 財産収入		千円 190,044	千円 △6,803	千円 183,241
	1 財産運用収入	190,044	△6,803	183,241
2 繰越金		—	26,457	26,457
	1 繰越金	—	26,457	26,457
歳入合計		190,044	19,654	209,698

(歳 出)				
款	項	補正前の額	補正額	計
1 総務費		千円 190,044	千円 19,654	千円 209,698
	1 職員住宅管理費	190,044	19,654	209,698
歳 出 合 計		190,044	19,654	209,698

令和3年度和歌山県国民健康保険特別会計補正予算

令和3年度和歌山県の国民健康保険特別会計補正予算は、次に定めるところによる。
(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,581,984千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ107,126,383千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算の補正」による。

第1表 歳入歳出予算の補正 (歳入)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 国庫支出金		千円 32,297,180	千円 16,754	千円 32,313,934
	1 国庫負担金	21,673,307	134,166	21,807,473
	2 国庫補助金	10,623,873	△117,412	10,506,461
3 療養給付費等交付金		1	△1	—
	1 療養給付費等交付金	1	△1	—
4 前期高齢者交付金		33,971,746	53,906	34,025,652
	1 前期高齢者交付金	33,971,746	53,906	34,025,652
6 財産収入		234	△4	230
	1 財産運用収入	234	△4	230
7 繰入金		6,638,437	228,879	6,867,316
	1 一般会計繰入金	6,593,238	228,879	6,822,117
8 繰越金		96,684	1,848,097	1,944,781
	1 繰越金	96,684	1,848,097	1,944,781
9 諸収入		7,742	434,353	442,095
	1 雑収入	7,742	434,353	442,095
歳入合計		104,544,399	2,581,984	107,126,383

(歳 出)				
款	項	補正前の額	補正額	計
1 総務費		千円 5,227	千円 △1,597	千円 3,630
	1 総務管理費	4,590	△1,597	2,993
2 保険給付費等交付金		84,527,184	2,617,052	87,144,236
	1 保険給付費等交付金	84,527,184	2,617,052	87,144,236
3 後期高齢者支援金等		14,089,523	△32,947	14,056,576
	1 後期高齢者支援金等	14,089,523	△32,947	14,056,576
4 前期高齢者納付金等		26,412	485	26,897
	1 前期高齢者納付金等	26,412	485	26,897
9 保健事業費		141,954	△1,005	140,949
	1 保健事業費	141,954	△1,005	140,949
10 基金積立金		234	△4	230
	1 基金積立金	234	△4	230
歳 出 合 計		104,544,399	2,581,984	107,126,383

令和 3 年度和歌山県営競輪事業特別会計補正予算

令和 3 年度和歌山県の県営競輪事業特別会計補正予算は、次に定めるところによる。
(歳入歳出予算の補正)

- 第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 6,111,771 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 21,432,708 千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算の補正」による。

第1表 歳入歳出予算の補正 (歳入)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 収益事業収入		15,301,972	5,533,392	20,835,364
	1 収益事業収入	15,301,972	5,533,392	20,835,364
2 使用料及び手数料		1,280	43	1,323
	1 使用料	1,280	43	1,323
3 財産収入		69	△41	28
	1 財産運用収入	68	△41	27
4 繰越金		1	583,994	583,995
	1 繰越金	1	583,994	583,995
5 諸収入		17,615	△5,617	11,998
	2 雑収入	17,614	△5,617	11,997
歳入合計		15,320,937	6,111,771	21,432,708

(歳 出)				
款	項	補正前の額	補正額	計
1 県営競輪特別事業費		千円 15,319,937	千円 6,111,771	千円 21,431,708
	1 競輪事業費	15,319,937	6,111,771	21,431,708
歳 出 合 計		15,320,937	6,111,771	21,432,708

令和3年度和歌山県営港湾施設管理特別会計補正予算

令和3年度和歌山県の県営港湾施設管理特別会計補正予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ72,348千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ582,172千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算の補正」による。

第1表 歳入歳出予算の補正 (歳入)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 使用料及び手数料		千円 507,806	千円 10,434	千円 518,240
	1 使用料	507,806	10,434	518,240
2 財産収入		1	17	18
	1 財産売払収入	1	△1	—
	2 財産運用収入	—	18	18
3 繰越金		1	60,717	60,718
	1 繰越金	1	60,717	60,718
4 諸収入		2,016	1,180	3,196
	3 雑収入	2,014	1,180	3,194
歳入合計		509,824	72,348	582,172

(歳 出)				
款	項	補正前の額	補正額	計
1 港湾施設管理費		千円 509,824	千円 72,348	千円 582,172
	1 港湾施設管理費	509,824	72,348	582,172
歳 出 合 計		509,824	72,348	582,172

令和3年度和歌山県市町村振興資金特別会計補正予算

令和3年度和歌山県の市町村振興資金特別会計補正予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ12,150千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ853,691千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算の補正」による。

第1表 歳入歳出予算の補正 (歳入)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 繰越金		千円 275,599	千円 311	千円 275,910
	1 繰越金	275,599	311	275,910
3 繰入金		14,241	11,839	26,080
	1 一般会計繰入金	14,241	11,839	26,080
歳入合計		841,541	12,150	853,691

(歳 出)				
款	項	補正前の額	補正額	計
1 総務費		千円 841,541	千円 12,150	千円 853,691
	1 市町村振興費	841,541	12,150	853,691
歳 出 合 計		841,541	12,150	853,691

令和3年度和歌山県自動車税証紙特別会計補正予算

令和3年度和歌山県の自動車税証紙特別会計補正予算は、次に定めるところによる。
(歳入歳出予算の補正)

- 第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ32,000千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ775,000千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算の補正」による。

第1表 歳入歳出予算の補正 (歳入)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 証紙収入		千円 807,000	千円 △32,000	千円 775,000
	1 証紙収入	807,000	△32,000	775,000
歳入合計		807,000	△32,000	775,000

(歳 出)				
款	項	補正前の額	補正額	計
1 総務費		千円 807,000	千円 △32,000	千円 775,000
	1 繰出金	807,000	△32,000	775,000
歳 出 合 計		807,000	△32,000	775,000

令和3年度和歌山県用地取得事業特別会計補正予算

令和3年度和歌山県の用地取得事業特別会計補正予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1,146,258千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3,692,258千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算の補正」による。

(繰越明許費)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第213条第1項の規定により、翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第2表 繰越明許費」による。

(地方債の補正)

第3条 地方債の変更は、「第3表 地方債の補正」による。

第1表 歳入歳出予算の補正 (歳入)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 財産収入		千円 2,160,604	千円 △8,141	千円 2,152,463
	1 財産売却収入	2,160,604	△8,141	2,152,463
2 繰入金		3,708	△2,698	1,010
	1 一般会計繰入金	3,708	△2,698	1,010
3 諸収入		22,304	81	22,385
	1 貸付金元利収入	16,304	81	16,385
4 県債		2,651,900	△1,135,500	1,516,400
	1 県債	2,651,900	△1,135,500	1,516,400
歳入合計		4,838,516	△1,146,258	3,692,258

(歳 出)				
款	項	補正前の額	補正額	計
1 土 木 費		千円 4,837,034	千円 △1,144,987	千円 3,692,047
	1 土木管理用地取得事業費	16,304	81	16,385
	2 道路橋りょう用地取得事業費	4,820,730	△1,145,068	3,675,662
2 教 育 費		1,482	△1,271	211
	1 公用用地取得事業費	1,482	△1,271	211
歳 出 合 計		4,838,516	△1,146,258	3,692,258

第2表 繰越明許費

款	項	事業名	金額
1 土木費			1,230,800 ^{千円}
	2 道路橋りょう用地取得事業費		1,230,800
		串本太地道路先行取得	1,230,800
合		計	1,230,800

第3表 地方債の補正

1 変更

起債の目的	補正前			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
串本太地道路先行取得事業	千円 2,651,900	(1)借入先 政府、銀行 又はその他 (2)借入時期 令和3年度 ただし、事業 その他の都合 により起債額 の全部又は一 部を後年度へ 繰越して起債 することができる。 (3)借入方法 普通貸借又 は債券発行	% 5.0以内 (ただし、利 率見直し方式 で借り入れる 公的資金につ いて利率の見 直しを行った 後においては、 当該見直し後 の利率)	公的資金につ いては、その融通条 件により、銀行そ の他の場合にはそ の債権者と協定す るものとする。 ただし、県財政 の都合により、年 限変更、繰上償還 又は低利借換えす ることができる。

補 正 後			
限 度 額	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法
千円 1,516,400	(1)借 入 先 政府、銀行又 はその他 (2)借入時期 令和3年度 ただし、事業そ 他の都合によ り起債額の全部 又は一部を後年 度へ繰越して起 債することがで きる。 (3)借入方法 普通貸借又は 債券発行	% 5.0以内 (ただし、利 率見直し方式 で借り入れる 公的資金につ いて利率の見 直しを行った 後においては、 当該見直し後 の利率)	公的資金については、 その融通条件により、銀 行その他の場合にはその 債権者と協定するものと する。 ただし、県財政の都合 により、年限変更、繰上 償還又は低利借換えする ことができる。

令和 3 年度和歌山県公債管理特別会計補正予算

令和 3 年度和歌山県の公債管理特別会計補正予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

- 第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 12,772,254 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 117,923,308 千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算の補正」による。

第1表 歳入歳出予算の補正 (歳入)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 財産収入		千円 2	千円 252	千円 254
	1 財産運用収入	2	252	254
2 繰入金		74,247,056	12,772,002	87,019,058
	1 一般会計繰入金	71,975,381	12,783,556	84,758,937
	2 特別会計繰入金	2,270,957	△11,554	2,259,403
歳入合計		105,151,054	12,772,254	117,923,308

(歳 出)				
款	項	補正前の額	補正額	計
1 公 債 費		千円 105,151,054	千円 12,772,254	千円 117,923,308
	1 公 債 費	105,151,054	12,772,254	117,923,308
歳 出 合 計		105,151,054	12,772,254	117,923,308

令和3年度和歌山県立こころの医療センター事業会計補正予算

第1条 令和3年度和歌山県立こころの医療センター事業会計予算（以下「予算」という。）の補正予算は、次に定めるところによる。

第2条 予算第2条に定めた業務の予定量を、次のとおり改める。

(項 目)	(補 正 前)	(補 正 後)
(2) 年間患者数		
入院患者	56,565人	58,016人
外来患者	24,051人	23,856人
(3) 一日平均患者数		
入院患者	155.0人	158.9人
外来患者	99.4人	98.6人

第3条 予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を、次のとおり補正する。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
	収	入	
第1款 病院事業収益	2,236,198千円	19,412千円	2,255,610千円
第1項 医業収益	1,175,401千円	57,971千円	1,233,372千円
第2項 医業外収益	1,060,797千円	△38,559千円	1,022,238千円
	支	出	
第1款 病院事業費用	2,045,919千円	19,412千円	2,065,331千円
第1項 医業費用	1,988,321千円	19,412千円	2,007,733千円

第4条 予算第4条に定めた資本的収入及び支出の予定額を、次のとおり補正する。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
	収	入	
第1款 資本的収入	633,808千円	3,361千円	637,169千円
第2項 他会計負担金	420,108千円	3,361千円	423,469千円
	支	出	
第1款 資本的支出	633,808千円	3,361千円	637,169千円
第1項 建設改良費	284,107千円	3,361千円	287,468千円

第5条 予算第7条に定めた職員給与費「1,380,342千円」を「1,380,526千円」に改める。

第6条 予算第8条に定めたたな卸資産の購入限度額「104,205千円」を「108,710千円」に改める。

令和3年度和歌山県工業用水道事業会計補正予算

第1条 令和3年度和歌山県工業用水道事業会計予算（以下「予算」という。）の補正予算は、次に定めるところによる。

第2条 予算第2条に定めた業務の予定量を、次のとおり改める。

(項 目)	(補 正 前)	(補 正 後)
(4) 主要な建設改良事業費		
取水施設更新工事	590,700千円	493,202千円
海底横断管更新工事	218,625千円	一千円

第3条 予算第3条に定めた収益的支出の予定額を、次のとおり補正する。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
	支	出	
第1款 工業用水道事業費用	794,640千円	△3,422千円	791,218千円
第1項 営業費用	746,749千円	△26,440千円	720,309千円
第2項 営業外費用	27,373千円	23,018千円	50,391千円

第4条 予算第4条に定めた本文括弧書中「資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額513,885千円は、建設改良積立金319,575千円、過年度分損益勘定留保資金194,310千円」を「資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額153,704千円は、過年度分損益勘定留保資金153,704千円」に改め、資本的収入及び支出の予定額を、次のとおり補正する。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
	収	入	
第1款 資本的収入	416,000千円	9,500千円	425,500千円
第1項 企業債	416,000千円	△88,700千円	327,300千円
第2項 国庫補助金	一千円	98,200千円	98,200千円
	支	出	
第1款 資本的支出	929,885千円	△350,681千円	579,204千円
第1項 建設改良費	919,885千円	△350,681千円	569,204千円

第5条 予算第6条に定めた企業債の変更は、「別表 企業債の補正」による。

第6条 予算第8条に定めた職員給与費「206,471千円」を「181,441千円」に改める。

別表 企業債の補正

1 変 更

起債の目的	補 正 前			
	限 度 額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法
紀の川第2工業用 水道事業 取水施設更新工事	千円 416,000	(1)借入先 政府、銀行 又はその他 (2)借入時期 令和3年度 ただし、事業 その他の都合 により起債額 の全部又は一 部を後年度へ 繰越して起債 することがで きる。 (3)借入方法 普通貸借又 は債券発行	% 5.0以内 (ただし、利 率見直し方式 で借り入れる 公的資金につ いて利率の見 直しを行った 後においては、 当該見直し後 の利率)	公的資金につ いては、その融通条 件により、銀行そ の他の場合にはそ の債権者と協定す るものとする。 ただし、企業財 政その他の都合に より、年限変更、 繰上償還又は低利 借換えすることが できる。

補 正 後			
限 度 額	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法
千円 327,300	<p>(1)借入先 政府、銀行又はその他</p> <p>(2)借入時期 令和3年度 ただし、事業その他の都合により起債額の全部又は一部を後年度へ繰越して起債することができる。</p> <p>(3)借入方法 普通貸借又は債券発行</p>	<p>5.0以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる公的資金について利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)</p>	<p>公的資金については、その融通条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものとする。</p> <p>ただし、企業財政その他の都合により、年限変更、繰上償還又は低利借換えすることができる。</p>

令和3年度和歌山県土地造成事業会計補正予算

第1条 令和3年度和歌山県土地造成事業会計予算（以下「予算」という。）の補正予算は、次に定めるところによる。

第2条 予算第2条に定めた業務の予定量を、次のとおり改める。

(項 目)	(補 正 前)	(補 正 後)
(1) 土地売却面積	8,101㎡	－㎡

第3条 予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を、次のとおり補正する。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
	収	入	
第1款 土地造成事業収益	394,126千円	△70,972千円	323,154千円
第1項 営業収益	205,930千円	△109,803千円	96,127千円
第2項 営業外収益	188,196千円	38,831千円	227,027千円
	支	出	
第1款 土地造成事業費用	183,802千円	△77,065千円	106,737千円
第1項 営業費用	179,703千円	△76,480千円	103,223千円
第2項 営業外費用	4,089千円	△585千円	3,504千円

第4条 予算第4条に定めた本文括弧書中「資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額322,230千円は、当年度分損益勘定留保資金290,998千円及び過年度分損益勘定留保資金31,232千円」を「資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額239,230千円は、当年度分損益勘定留保資金142,390千円及び過年度分損益勘定留保資金96,840千円」に改め、資本的収入及び支出の予定額を、次のとおり補正する。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
	収	入	
第1款 資本的収入	1,157,000千円	△297,000千円	860,000千円
第1項 企業債	1,157,000千円	△297,000千円	860,000千円
	支	出	
第1款 資本的支出	1,479,230千円	△380,000千円	1,099,230千円
第2項 企業債償還金	1,447,000千円	△380,000千円	1,067,000千円

第5条 予算第6条に定めた企業債の変更は、「別表 企業債の補正」による。

第6条 予算第8条に定めた職員給与費「31,759千円」を「30,004千円」に改める。

別表 企業債の補正

1 変 更

起債の目的	補 正 前			
	限 度 額	起債の方法	利 率	償還の方法
借 換 債	千円		%	
雑賀崎工業団地	207,000	(1)借入先 政府、銀行 又はその他	5.0以内 (ただし、利 率見直し方式 で借り入れる 公的資金につ いて利率の見 直しを行った 後においては、 当該見直し後 の利率)	公的資金につ いては、その融通条 件により、銀行そ 他の場合にはそ の債権者と協定す るものとする。 ただし、企業財 政その他の都合に より、年限変更、 繰上償還又は低利 借換えすることが できる。
西浜工業団地	506,000			
日高港工業団地	444,000	(2)借入時期 令和3年度 ただし、事業 その他の都合 により起債額 の全部又は一 部を後年度へ 繰越して起債 することができる。		
		(3)借入方法 普通貸借又 は債券発行		

補 正 後			
限 度 額	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法
千円		%	
-	(1)借入先 政府、銀行又はその他	5.0以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる公的資金について利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	公的資金については、その融通条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものとする。 ただし、企業財政その他の都合により、年限変更、繰上償還又は低利借換えすることができる。
416,000			
444,000	(2)借入時期 令和3年度 ただし、事業その他の都合により起債額の全部又は一部を後年度へ繰越して起債することができる。		
	(3)借入方法 普通貸借又は債券発行		

令和3年度和歌山県流域下水道事業会計補正予算

第1条 令和3年度和歌山県流域下水道事業会計予算（以下「予算」という。）の補正予算は、次に定めるところによる。

第2条 予算第2条に定めた業務の予定量を、次のとおり改める。

(項 目)	(補 正 前)	(補 正 後)
(2) 年間総処理水量	8,018,685 ^{m³}	7,654,780 ^{m³}
(3) 1日平均処理水量	21,969 ^{m³}	20,972 ^{m³}

第3条 予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を、次のとおり補正する。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
	収	入	
第1款 流域下水道事業収益	2,874,645千円	△9,013千円	2,865,632千円
第1項 営業収益	910,353千円	△41,229千円	869,124千円
第2項 営業外収益	1,964,292千円	32,216千円	1,996,508千円
	支	出	
第1款 流域下水道事業費用	2,874,645千円	△9,013千円	2,865,632千円
第1項 営業費用	2,649,131千円	1,252千円	2,650,383千円
第2項 営業外費用	225,514千円	△10,265千円	215,249千円

第4条 予算第4条に定めた資本的収入及び支出の予定額を、次のとおり補正する。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
	収	入	
第1款 資本的収入	1,248,344千円	△143,000千円	1,105,344千円
第1項 企業債	141,900千円	△29,800千円	112,100千円
第2項 補助金	964,444千円	△83,384千円	881,060千円
第3項 負担金	142,000千円	△29,816千円	112,184千円
	支	出	
第1款 資本的支出	1,248,344千円	△143,000千円	1,105,344千円
第1項 建設改良費	653,000千円	△143,000千円	510,000千円

第5条 予算第5条に定めた債務負担行為を、次のとおり改める。

事 項	(補 正 前)	(補 正 後)
1 令和3年度伊都浄化センター処理施設更新工事	令和4年度(1年)	令和4年度から 令和5年度まで(2年)

第6条 予算第6条に定めた企業債の変更は、「別表 企業債の補正」による。

第7条 予算第8条に定めた一般会計からこの会計へ補助を受ける金額「857,533千円」を「837,176千円」に改める。

別表 企業債の補正

1 変 更

起債の目的	補 正 前			
	限 度 額	起債の方法	利 率	償還の方法
紀の川流域下水道事業	千円 107,700	(1)借入先 政府、銀行 又はその他 (2)借入時期 令和3年度 ただし、事業 その他の都合 により起債額 の全部又は一 部を後年度へ 繰越して起債 することができる。 (3)借入方法 普通貸借又 は債券発行	% 5.0以内 (ただし、利 率見直し方式 で借り入れる 公的資金につ いて利率の見 直しを行った 後においては、 当該見直し後 の利率)	公的資金につ いては、その融通条 件により、銀行そ 他の場合にはそ の債権者と協定す るものとする。 ただし、企業財 政その他の都合に より、年限変更、 繰上償還又は低利 借換えすることが できる。
紀の川中流流域下水道事業	34,200	同上	同上	同上

補 正 後			
限 度 額	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法
千円 84,800	(1)借 入 先 政府、銀行又はその他 (2)借入時期 令和3年度 ただし、事業その他の都合により起債額の全部又は一部を後年度へ繰越して起債することができる。 (3)借入方法 普通貸借又は債券発行	% 5.0以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる公的資金について利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	公的資金については、その融通条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものとする。 ただし、企業財政その他の都合により、年限変更、繰上償還又は低利借換えすることができる。
27,300	同上	同上	同上

和歌山県報

令和四年三月二十四日

号外

別冊